

広がっています! ひめボスの輪

ご活用ください! ひめボス 推進プラザ

働く人を応援する企業を応援します!

女性活躍の推進や仕事と育児、介護等の家庭生活が
両立しやすい職場環境づくりに取り組む県内企業を支援しています。
性別を問わず選択される魅力的な企業へと変革・成長し、
すべての労働者が働きやすく、働きがいのある環境を整えましょう!

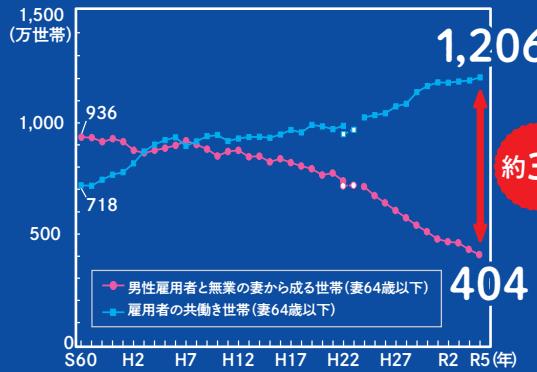
ひめボス推進プラザとは?

「ひめボス推進プラザ」は女性活躍、両立支援、働き方改革等に関するワンストップ支援拠点。ひめボス宣言事業所認証制度の認証取得や社内改革に向けたアドバイス・支援を行っています。

※従来の「愛媛県働き方改革包括支援プラザ」を改称し、令和7年4月1日より設置しました。

働き方に関する意識の変化と現状

共働き世帯が増加



結婚・子育てと仕事を両立させたい人が最多に

女性の理想ライフコース

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

専業主婦コース

DINKsコース※

再就職コース

その他

S62 H4 H9 H14 H17 H22 H27 R3(年)

男性がパートナーに望むライフコース

39.4

29.0

6.8

6.5

5.5

S62 H4 H9 H14 H17 H22 H27 R3(年)

[出典] 令和6年版 男女共同参画白書(内閣府)

[出典] 第16回出生動向基本調査報告書(国立社会保障・人口問題研究所,2021年)

■ 非婚就業コース ■ 両立コース ■ 専業主婦コース ■ DINKsコース※ ■ 再就職コース ■ その他

*DINKsとは共働きで意図的に子どもを持たない選択をした夫婦のこと



HIMEBOSS

ひめボス



働く人を
愛顔にできる企業が

「選ばれる企業」

へ成長する
第一歩!



「ひめボス推進プラザ」業務案内

ひめボス認証の
基本認証
取得支援



奨励金や
上位認証の
取得に向けた
各種支援

女性活躍、
仕事と家庭の両立支援、
働き方改革等に
に関する相談対応



働き方改革等
に関する
専門機関への
取り次ぎ

相談
無料



「ひめボス推進プラザ」を活用するメリット

01

アドバイザーによる認証取得支援や、
セミナー情報・県内の先進事例等の
紹介が受けられます。

02

国の働き方改革推進センターとも
連携しているため、
社労士等の専門家に労務管理上の
相談ができます。



「相談したい」「支援を受けたい」そんなときは当方までお声がけください！

ひめボス推進プラザ

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
<受託者>一般社団法人 愛媛県法人会連合会
メール:himeboss01@csc-ehime.jp

089-933-2660 | 平日
9:00~
17:00

愛媛県
HP



コンサルタント
派遣申請



ひめボス
ポータルサイト



ひめボス
NAVI



家族参加歓迎

託児あり

参加無料

愛媛県家事参画・育休支援事業 2025

家族の笑顔のためにがんばる

パパたち集まれ!

ワーク&交流会

全7回
開催

2025年7月19日土～
2026年1月24日土

社会全体でスクラムを組んで、家事や育児をがんばる
パパ・ママたちを応援する「えひめスクラムプロジェクト」。

毎年好評のワーク&交流会は、

もっとパパを楽しむための内容が満載です！

昨年は200名以上の方にご参加いただきました。

家のコツや親子コミュニケーションに役立つヒントも！

パパ同士の交流や、家族の思い出づくりもできる、

楽しい交流会にぜひご参加ください！

こんな方におすすめです



- ✓ 子どもとのコミュニケーションのとり方が難しい
- ✓ パートナーと協力したいけど、何をすればいいのかわからない
- ✓ 育児や家事についてもっとリアルな話が聞きたい

- ✓ 周りに子育てをしている男友だちが少なくて、相談できる人がいない
- ✓ SNSや育児本の情報に振り回されて、正解がわからなくなっている
- ✓ 家事は苦手だけど、何か得意なことをつくりたい



詳しい内容・お申し込み・お問い合わせは裏面をご覧ください

どの回でもご応募可能！お申し込み受付中！※定員に達し次第受付終了

参加
対象

子育て中のパパ、家事・育児について学びたい人

参加費無料！各分野の専門家が教えます

\中子/

シーフードマイスターがやってくる！

親子で楽しいお魚クッキング

日時 8月9日土 10時～12時



お魚のプロ「シーフードマイスター」が、初心者でもできる三枚おろしを伝授します！骨抜きやウロコ取りは親子で夢中になれる面白さ。お子さまの食育や自由研究にもぴったり！

定員 15組

会場 松山市男女共同参画推進センターCOMS
講師 八幡浜市シーフードマイスター連絡協議会

プロアスリートの技でパパ力UP！

補助輪はずし講座in松山

日時 11月22日土 10時～12時



お子さまの一生に一度の自転車デビューを応援！プロのサイクリングアスリートが、ご家庭でもできるアシスト方法を伝授します。遊び場ナナイロ無料利用特典あり！

定員 15組

会場 だんだんPARK（松山市）
講師 Velolien松山



パパと楽しくチャレンジ！

親子DEなわとびin松山

2026年
日時 1月24日土 10時～12時



レベルに合わせて教えてくれるのでなわとびが苦手なお子さまも楽しく跳べます。どこでも手軽にできるので、家族コミュニケーションにも一役買います。パパのかっこいいところも見せられるかも？

定員 15組

会場 松山市総合コミュニティセンター
講師 一般社団法人 愛媛県なわとび協会

※イベント内容及び会場は予告なく変更・終了する場合があります。

\東子/

パパをおうちスッキリ名人に！

親子おかづけ講座

日時 7月19日土 10時～12時



おかづけの達人が親子で楽しくできる片付けのコツを教えます。おうちスッキリ、ママはニッカリ。夏休みの自由研究用資料と木育ひろば「木音」チケットプレゼント！

定員 10組

会場 クリエ新居浜
講師 お片付けの学び場。代表 上原千鶴

パパのサポートで成功体験を！

補助輪はずし講座in今治

日時 11月15日土 10時～12時



四国初のプロサイクリングチームVelolien松山の選手が、お子さまの一生に一度の自転車デビューを応援！ご家庭でもできるアシスト方法を伝授します。

定員 10組

会場 アシックス里山スタジアム（今治市）
講師 Velolien松山

\南子/

プロの撮影テクニックを習得！

プロカメラマン写真講座

日時 11月1日土 10時～12時



昨年好評だった写真講座が再び！プロが優しく丁寧に撮影のポイントを実践レクチャーします。お子さまの情操教育にもなるスポットで、家族のベストショットを残しませんか？

定員 10組

会場 八幡浜港フェリーターミナルビル
講師 プロカメラマン



パパもみんなも楽しくマスター！

親子DEなわとびin内子

日時 12月6日土 10時～12時



お子さまのなわとびマスターと一緒にサポート！パパも童心にかえってゲームに挑戦して、親子でコミュニケーションをとりながら体力づくりしよう！

定員 10組

会場 内子町文化伝習センター トレーニング室
講師 一般社団法人 愛媛県なわとび協会

昨年参加者
満足度
90%以上

… 昨年のイベント参加者の声



はじめての参加で緊張しましたが子どもが騒いでも快く受け入れてくれる雰囲気がとてもよかったです。



楽しみながら子どもの新たな一面を知る事が出来ました。



あえて「ママが居ない」という空間を創る事にも各々意義があると感じました。



※昨年のイベントの様子

お申込み・お問い合わせ

えひめスクラムプロジェクト事務局

【メール】share@ehime-scrumproject.jp

【電話】089-945-1139

【HP】<https://ehime-scrumproject.jp/>

えひめスクラムプロジェクト

お申込みは
サイトフォームから
受付中！





家事・育児みんなでシェア
えひめスクラム
プロジェクト

家事シェア 推進キャンペーン



愛媛県在住者限定



愛媛県では夫婦間での家事シェアを推進するため、家事分担の見直しを行ったご家庭に
抽選で家事グッズをプレゼントするキャンペーンを実施します。

応募
期間

第1弾

7/1 ~ 9/30

第2弾

10/1 ~ 12/30

当選
商品

各回先着50名様にプレゼント／
「家事シェアスタイルブック」
さらに抽選で／
合計200名様に当たる！
家事グッズ 3,000円相当

専用フォームから、家庭内の家事・育児の現状を確認し送信！



完了！



応募方法

第1弾：家事シェアBOOK先着50名、グッズ当選100名、11月発送予定。

第2弾：家事シェアBOOK先着50名、グッズ当選100名、2月発送予定。

厳正な抽選の上、当選者の発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

なお、当キャンペーン詳細につきましては、予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。

おしらせ

令和6年度のキャンペー
ン結果はこちら。
ぜひ家事シェアの参考
にしてください。



「えひめスクラムプロジェ
クト」として家事・育児関
連イベント等を実施します
ので、ぜひご参加ください。
特設サイトはこちら。



主催：愛媛県

労働委員会の窓（令和7年11月分）

《会議関係》

- 11月7日 第1357回公益委員会議
「近年の不当労働行為事件について」など3件
- 11月13日 第80回全国労働委員会連絡協議会総会（～14日 東京都）
「働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について」など3件
- 11月28日 第1250回愛媛県労働委員会総会
「令和7年調整第2号サービス業争議あっせん事件の申請について」など6件

《集団的労使紛争関係》

- 調整事件

事件番号	業種	申立年月日	区分	調整回数	調整事項	終結状況
7年調整 第2号	サービス業	R7.10.23	あっせん	-	会社都合による 休業の賃金支払い	係属中

《個別的労使紛争関係》

- あっせん事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	あっせん事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況
7年調整 個別第2号	福祉業	R7.11.4 労働者	退職にかかる競業 避止誓約の解除	-	-	係属中
7年調整 個別第3号	物品賃貸業	R7.11.25 労働者	退職にかかる競業 避止誓約の解除	-	-	係属中

- 労働相談

	相談者数	相談件数
11月	18	25
累計（4月～）	176	252

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたるため一致しない。



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくとも付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132

089-912-2996

Mail: roudou@pref.ehime.jp
HP : <https://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>

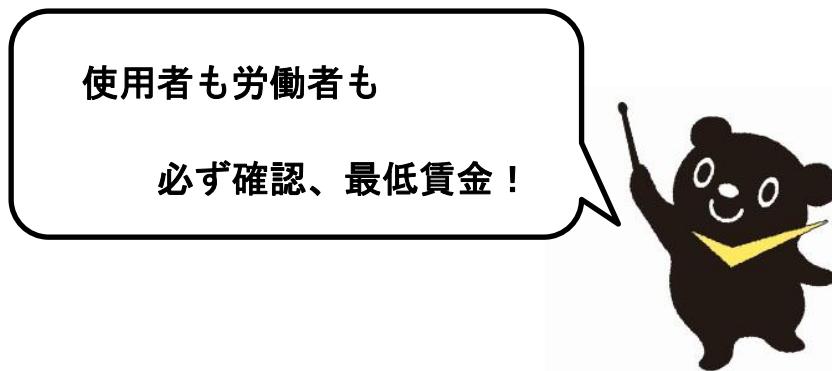


愛媛県特定最低賃金の改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、**令和7年12月25日**から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ① パルプ、紙製造業最低賃金 (**1時間1,113円**)
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (**1時間1,114円**)
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (**1時間1,107円**)
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (**1時間1,136円**)

上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間1,033円）が適用されます。



詳細は次ページの一覧表又は愛媛労働局ホームページをご覧ください。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-rooudoukyoku/>

(QRコード)



◆お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室（電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署（電話 089-917-5250）

新居浜労働基準監督署（電話 0897-37-0151）

今治労働基準監督署（電話 0898-32-4560）

八幡浜労働基準監督署（電話 0894-22-1750）

宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）

特定最低賃金

産業名	時間額	適用除外	改正発効年月日
パルプ、紙製造業 (機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)	1,113 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務 ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務	令和7年 12月25日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)	1,114 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務 ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務	令和7年 12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)	1,107 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和7年 12月25日
船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,136 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務 ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務	令和7年 12月25日
各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。)	1,033 円	左記の特定(産業別)最低賃金は、愛媛県最低賃金額が適用されています。	令和7年 12月1日

- (注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には**愛媛県最低賃金**が適用されます。
 ② 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。
 ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。
 ④ 各種商品小売業の産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

愛媛県最低賃金

時間額	1,033 円	改正発効年月日	令和7年12月1日
-----	--------------------	---------	-----------

12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



NO! カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、**カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

[詳しくは裏面をご覧下さい](#)

ハラスメント防止対策セミナーを 実施しています！

愛媛働き方改革推進支援センターでは、企業の皆様等からのお求めに応じて、オーダーメイドのハラスメント防止セミナー等を実施しています。セミナーや研修会の開催など、お気軽にお問合せください。

セミナーの開催

各種研修会等に講師を
派遣します。



愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階

平日 / 9:00~17:00

TEL 0120-005-262 FAX 089-907-2206

E-mail ehime@workstylereform.net

無料

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
(例: 面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応 (例: 相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、
事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

★ ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載



年次有給休暇を 活用して愛媛県の 魅力に触れよう

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



年次有給休暇を活用して 愛媛県の魅力に触れよう

地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい愛媛県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。

3) 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日

5日

事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日

5日

事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。

2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。

前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間

3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。

4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。

5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。

6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員転換しませんか？

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

■ 助成金の金額 正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模		正社員化前雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者（※）	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)	
	大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)	
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)	
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×1期)	

※ 重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

※ 新規学卒者で雇い入れから一定期間経過していない者については支給対象外です

年間約10万人
が正社員化！



■ 助成金の加算額

正社員化コース1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円 (大企業15万円)
② 多様な正社員制度（※）を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円 (大企業30万円)

受給条件の詳細等については裏面へ

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

①キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

②制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員転換

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

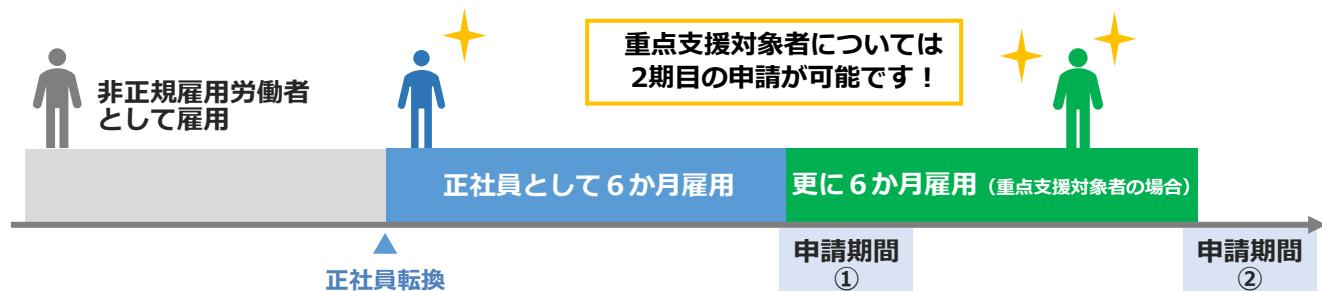
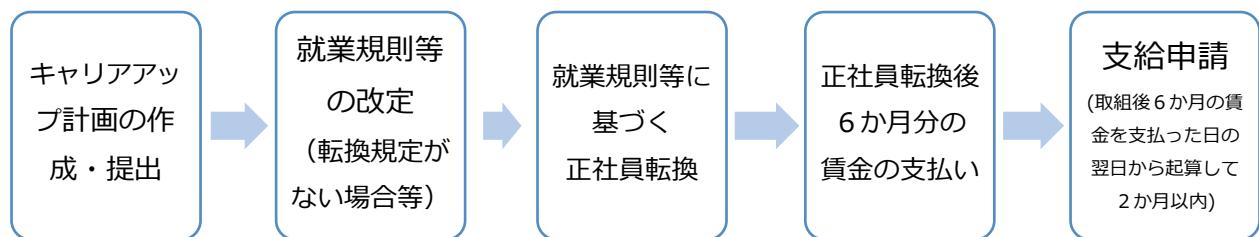
また、キャリアアップ助成金上の正規雇用労働者の定義は以下になります。

正規雇用労働者の定義

同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が転換時点で適用されている者に限る。

※支給対象期間中に実施が予定されている「賞与」「昇給」等が適用されていない場合、正規雇用労働者の要件を満たさず、支給対象とならない場合があります。

■ 正社員転換から受給までの流れ



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

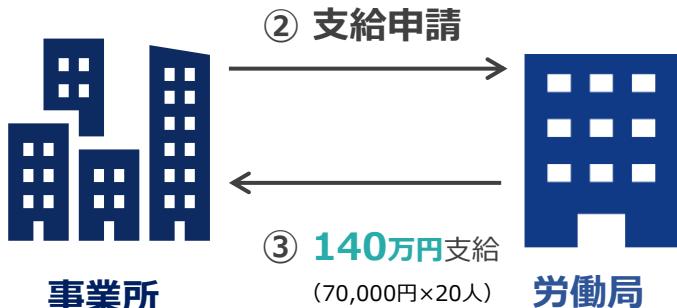
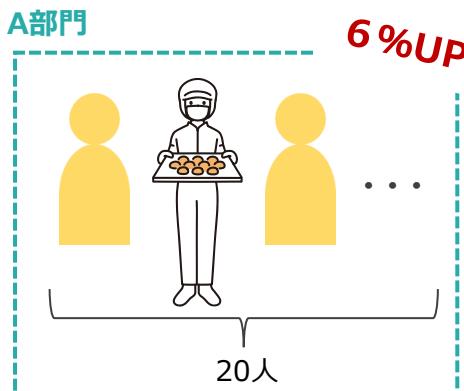
支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 ↓\ 賃金引き 上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※3パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ



※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



受給条件の詳細等については裏面へ

受給条件

以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。



賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※5

就業規則

例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・

賃金規定

例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする

賃金一覧表

例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円
【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

▼
金額の順に一覧表を作成

▼
すべて※6の等級の金額を3%以上となるように改定し、実際に、改訂後の基本給で給与を支給

▼
6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から2ヶ月間、支給申請ができます

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も含め、全て増額改定していることが必要です。

賃金一覧表（時給換算の場合）

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...
9	1,200円	1,240円
10	1,290円	1,330円

3%以上UP！

同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

愛顔のえひめ特別支援学校技能検定と 障がい者雇用促進セミナーのご案内

生徒の頑張る姿の見学と、精神・発達障害の特性や職場での配慮を学ぶ講座を通じて、共に働くための実践的知識を提供します。皆様の積極的なご来場をお待ちしています。

開催日時 令和8年1月17日（土）

13:00～15:00

（12:30から受付開始）

場 所 愛媛県生涯学習センター
(松山市上野町甲650番地)

定 員 60名

1月9日(金)締切（定員になり次第締切）

申込方法 下記 URL もしくは2次元バーコード
の申込フォームに入力してください。

<https://forms.office.com/r/9M1JYEnZHz>

2次元バーコードはこちら→



広げよう！雇用の輪。つなげよう！愛媛の力。

えひめ
愛顔のえひめ特別支援学校技能検定と
障がい者雇用促進セミナーのご案内

技術検定の詳細については、別添のリーフレットをご覧ください。技術検定のみご希望いただく場合、お申し込みの必要はありません。

生徒の頑張る姿の見学と、精神・発達障害の特性や職場での配慮を学ぶ講座を通じて、共に働くための実践的知識を提供します。皆様の積極的なご来場をお待ちしています。

日 時：令和8年1月17日(土)13:00～15:00

★技能検定は、10:00～15:00

場 所：愛媛県生涯学習センター(松山市上野町甲650番地)

※ 障がい者雇用促進セミナーの会場は、3F 第2・3 研修室

セミナー日程

12:30	13:00	13:30	14:10	15:00
受付	特別支援学校における就労支援	技能検定見学	精神・発達障害者しごとサポートー養成講座(※)	質疑等

※ 参加は無料ですが、セミナーにつきましては、定員が60名のため、あらかじめお申し込み願います。(定員になり次第終め切らせていただきます。)

精神・発達障害者しごとサポートー養成講座(※)の概要

- ◆内 容 「精神疾患」「発達障害を含む」の種類、「精神・発達障害の特性」と「共に働くまでのポイント（コミュニケーション方法）」等について講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な記憶などの理解を深めることができます。



セミナーのお申し込み方法

WEBサイトからお申し込みください。

令和8年1月9日(金)までに下記参加申込URLまたは、右の二次元バーコードから、アクセスいただき「参加申込フォーム」よりお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/9M1JYEnZHz>



個人
農家

個人事業者のみなさん、
安心してください、
“安全”見えてますよ！

大工

ITフリーランス



美容師



座り貨物

配送員



改正労働安全衛生法説明会

事業者の皆様や、労働者と同じ場所で働く個人事業者の
皆様に関する労働安全衛生法が改正されました。

参加登録は
こちらから



2025.12.16(火)

東京・新宿区
新宿文化センター

2026.1.13(火)

北海道・札幌市
北海道立道民活動
センターかたる2・7

2026.1.14(水)

北海道・旭川市
旭川市民文化会館

2026.1.16(金)

宮城・仙台市
仙台市戦災復興記念館

2026.1.26(月)

石川・金沢市
石川県地場産業
振興センター

2026.1.27(火)

愛知・名古屋市
東桜会館

2026.1.29(木)

大阪・大阪市
コニシ協ひがしなり
区民センター

2026.1.30(金)

兵庫・神戸市
神戸地方合同庁舎
(第4共用会議室)

2026.2.2(月)

広島・広島市
広島合同庁舎
(大会議室)

2026.2.3(火)

愛媛・松山市
愛媛県民文化会館

2026.2.5(木)

福岡・福岡市
福岡国際会議場

2026.2.17(火)

沖縄・那覇市
沖縄ラフ&
ビース専門学校

2026.2.19(木)

東京・渋谷区
東京ウィメンズプラザ

在宅ワーク疲れ
“見えない過労”
からどう守る？



改正の主なポイント

注文者による配慮

注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等、注文先の仕事の安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないという責務が、全ての注文者に適用されることを明確化。

全業種に

R7(2025).5.14施行

元方事業者等の措置

混在作業現場における元方事業者による統括的な安全衛生管理の対象が、自社及び関係請負人の労働者だけでなく個人事業者等を含む同一場所で働く全ての作業従事者に拡大。このほか、設置した機械等を請負人に使用させる場合の規制や機械等の貸与、建築物の貸与などに関する規制についても、対象を個人事業者等や労働者以外の作業従事者に拡大。

対象拡大

R8(2026).4.1施行

業務上災害報告制度の創設

個人事業者等の業務上災害について、厚生労働省への報告制度を新設（原則、電子申請）

新設

R9(2027).1.1施行

個人事業者等自身による措置

労働者と同一場所で作業する個人事業者等に以下を義務化。

- 構造規格・安全装置を具备した機械の使用
- フォークリフトなどの機械の定期自主検査の実施
- アーク溶接など危険・有害業務に従事する際の安全衛生教育の受講

義務化

R9(2027).4.1施行

作業場所管理理事業者による作業間の連絡調整等

作業場所を管理する事業者※1に対し、当該場所で危険・有害な業務※2等が行われる際に当該場所で作業を行う関係者間の連絡調整等の措置を義務化。

※1 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの

※2 自社又は請負人による作業従事者による作業

義務化

R9(2027).4.1施行

参加登録は
こちらから



4、5の制度の詳細は今後、厚生労働省令にて規定

全国13都市・オンラインにて説明会を開催

2026.2.19

東京・渋谷区 東京ウィメンズプラザ

ゲストで
登場!



14:00~16:00 木 在宅ワーク疲れ “見えない過労” からどう守る?

14:00~16:00
2025.12.16 火
新宿区 新宿文化センター
東京の現場をもっと安全に!
元請・下請ができること

14:00~16:00
2026.1.13 火
札幌市北区 北海道立道民活動センター
かでる2・7
冬の職場はどう守る?
雪・氷との付き合い方と安全対策

14:00~16:00
2026.1.14 水
旭川市 旭川市民文化会館
在宅ワーク疲れ
“見えない過労” からどう守る?

14:00~16:00
2026.1.16 金
仙台市青葉区 仙台市戦災復興記念館
農業現場の安全をどう守るか

14:00~16:00
2026.1.26 月
金沢市 石川県地場産業振興センター
災害復旧の現場で安全をどう守るか?

14:00~16:00
2026.1.27 火
名古屋市中村区 東桜会館
あなたの職場にある危険!
化学物質と機械の安全管理

14:00~16:00
2026.1.29 木
大阪市東成区 コミ協ひがしなり区民センター
大阪の現場をもっと安全に!
元請・下請ができること

14:00~16:00
2026.1.30 金
神戸市中央区 神戸地方合同庁舎
安全を運ぶ時代へ。
(第4共用会議室)
物流現場の安全最前線

14:00~16:00
2026.2.2 月
広島市中区 広島合同庁舎(大会議室)
立場を越えてつながる造船現場の
安全の輪をどう作る?

14:00~16:00
2026.2.3 火
松山市 愛媛県民文化会館
造船の現場を守る!
安全第一のモノづくりとは?

14:00~16:00
2026.2.5 木
福岡市博多区 福岡国際会議場
荷物だけじゃない、
人の安全を運ぶ物流現場の実現

11:00~13:00
2026.2.17 火
那覇市 沖縄ラフ&ビース専門学校
観光を支える人を守る!沖縄の職場に
必要な安全と健康管理



全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~
JISHA 中消防

中央労働災害防止協会 (中消防)
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
[TEL] 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp
お問い合わせは総務部広報課まで

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- 2 脚立は水平な安定した場所に設置する。
- 3 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- 4 踏みざん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てる体勢を安定させる。つま先立ちは危険!
- 5 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 6 脚立は原則として2m未満のものを使う。



起動スイッチ等に施錠。(参考／グループロック)
① アウト方式：複数人がキーを持ち、全員のキーが揃わなければ機械が起動しない方法)

- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」など目立つように表示する。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。
指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

合図は大きな声で
ハッキリと
決められた方法で

作業中に不測の事態が
生じたら、作業を中断して
作業責任者に報告

トラブルが発生したら **止める** **呼ぶ** **待つ**

作業が終了したら…

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどを元に戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

健康管理をしっかりと

冬は身体が冷える上、年末年始は生活リズムも不規則になりがちで、体調を崩しやすくなります。いつも以上に健康状態に気を付けて、免疫機能を高める工夫をしましょう。



転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



動画「転びの予防」もチェック▶
<https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/>



チェックしてみよう！ 例え...

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が壊れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 「歩きスマホ」など足元から注意がそれる行動をしていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

安全衛生・労働災害防止に関するご相談は、中災防へ！

中災防では安全衛生管理支援サービス、機械設備の安全化のための出張研修、健康づくり、メンタルヘルス講師派遣など、働く人が安全で安心して働くことができる職場づくりのサポートをおこなっています。

企業内教育
講演について
[詳しく見る](#)



「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ▶
<https://shop.jisha.or.jp>



冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

出発前の準備

- ・目的方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- ・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピントリップの原因になる。時間と心に余裕を持って！

凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。

車間距離を十分に確保する

- ・地面の落石下物などアクシデントに対応できるよう視界を広くもち、追突事故を予防する。



令和7年度年末年始無災害運動実施要領

① 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で55回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和6年の労働災害(新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除く)による死者数は746人と過去最少だったものの、休業4日以上の死傷者数は135,718人となり、4年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は30.0%となっており依然として増加傾向にある。

本年8月末までの労働災害発生状況をみると、前年同期に比べて休業4日以上の死傷者数は、全体で1.4%減少しているが、依然として増加している業種および事故もある。業種別では、商業で3.8%、保健衛生業で3.0%増加している。また事故の型別では、「転倒」で6.5%増加しており、死亡災害の事故の型別では「交通事故(道路)」が19.6%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締め切り、新年を明るい笑顔でスタートできるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

② 実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日までとする。

③ 運動標語

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

④ 主唱者

中央労働災害防止協会

⑤ 後援

厚生労働省

賛助会員募集中

事業場の課題解決に、賛助会員の方々には次の支援を行っています！

- 研修会受講料が会員価格に
- 安全週間時などにポスター等をお届け
- 定期刊行物の配布
- 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信



中災防と共に労働災害のない職場、安全で安心して働くことができる職場を目指しましょう！

⑥ 実施者

各事業場

⑦ 主唱者の実施事項

- ① 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- ② 報道機関等を通じての周知
- ③ リーフレット等の制作および配布
- ④ 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

⑧ 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - ④ 年末時期の大掃除等を契機としたSSの徹底、掲示や旗の掲げ替え
 - ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - ① KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - ④ 転倒・墜落・転落・はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
 - ⑦ 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - ⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
 - ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
 - ⑩ 職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進
 - ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施